平成２４年（フ）第６３１４号
東京都板橋区徳丸７丁目９―14
債務者　吉川　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６５号
川崎市宮前区菅生２丁目１番１―204号
コーポさるはし
債務者　遠藤　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
北海道帯広市西12条北３丁目１番地６　コーポ中山３号室
債務者　柴田眞太郎
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５３３号
東京都葛飾区水元４丁目７―18―305
債務者　黒田　勝也
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８２３号
東京都墨田区文花１丁目28―36―913
債務者　金子　行則
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６０７号
東京都目黒区緑が丘１丁目12―８―206
債務者　市原　春香（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７０１号
東京都渋谷区本町３丁目43―３―505
債務者　簑口　三恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８２７号
東京都中野区野方５丁目26―６―301
債務者　畑　かおる
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２６５号
東京都江東区南砂２丁目３―２―901
債務者　東　登代子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６３号
東京都世田谷区北烏山８丁目17―４―203
債務者　石坂　景子（旧姓柳枝）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４５８号
東京都中野区上高田３丁目10―10―201
債務者　小寺　美加
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町津戸74番地、住民票上の住所島根県隠岐郡隠岐の島町津戸1042番地10
債務者　佐々木勝彦
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原241番地２
債務者　小谷　久江
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９８号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目23番14―209号
川平マンション
債務者　山口喜久一
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９９号
沖縄県沖縄市胡屋７丁目３番５号　県営胡屋高層住宅409号室
債務者　新屋　市子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０５号
沖縄県沖縄市園田３丁目７番16号　金城アパート203号
債務者　福原　マキ
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部